

# 「補助金改革 愛知県提案第3弾」のポイント

～第1期改革の残された課題の解決に向けて～

平成17年5月31日  
愛 知 県

## 提案の目的

三位一体改革で17年度に先送りされた諸課題について、地方六団体が意見集約を行う上での具体的な検討素材を提供するもの。

## 提案の内容

### (1) 生活保護の負担率の見直し問題への対応

補助金改革案のリストに加えることは不適切。

- ・単なる負担率引下げは地方への負担転嫁
- ・被保護人員と人口との相関関係は、義務教育費のように明らかではなく、個人住民税への税源移譲には疑問(図1、2)

### (2) 建設国債対象経費である公立文教施設の施設費への対応

補助金改革案のリストに加えるべき。

- ・地域偏在は少なく普遍的なもの
- ・公共事業と異なり文教施設の行政投資実績と人口の相関関係があり、個人住民税への税源移譲になじみやすい(図3、4)

### (3) 税源移譲に結びつく補助金改革案(第1期の残り6,000億円分)の提案

区 分	金 額
地方六団体の補助金改革案で未対応のものうち、経常的補助負担金(社会保障・文教関係が中心)で、 ア)「一部移譲」にとどまったもの イ)地方六団体が平成9年に調査し、14年7月のフォローアップで、さらに一層の改善が必要又は改善されていないとされ、17年4月公表の「国庫補助負担金制度に関する共同調査(以下「共同調査」という)」の結果でも問題が多いとされたもの	合わせて、 <b>8,000億円程度</b>  (16年度予算ベースのため、 精査が必要)
地方六団体の補助金改革案で未対応のものうち、施設費である公立文教施設整備費補助負担金	

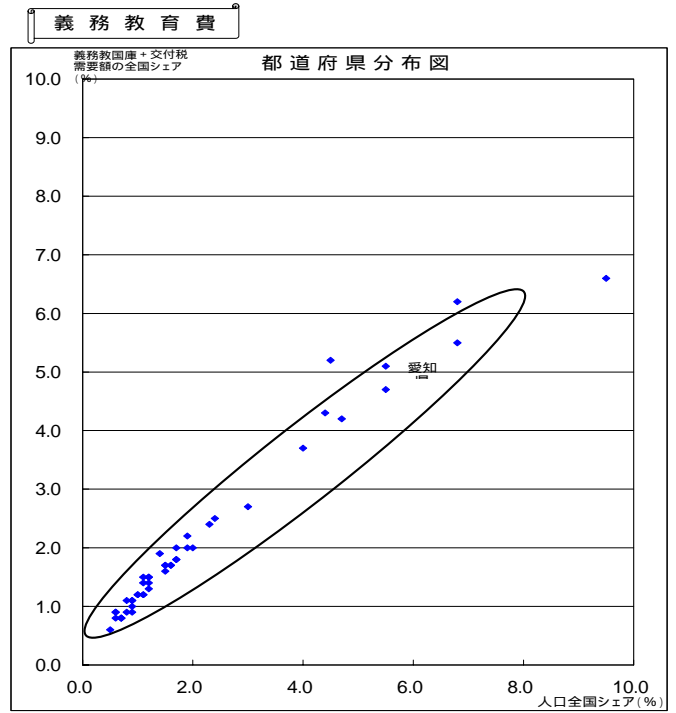
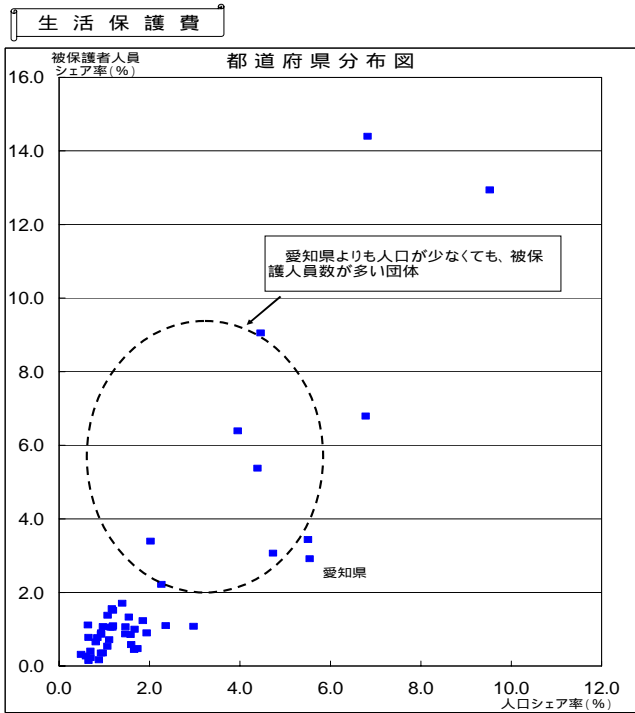
- ・市町村が実施主体のものは、市町村の意向の確認が必要であり、その結果によっては、共同調査結果で問題が多いとされたその他の補助負担金と対象の入れ替えも検討。
- ・施設費のうち社会福祉施設関係については17年度から交付金化され、その状況を見極める必要があることから、当対象としていないが、市町村の意向を踏まえて、追加することも検討。
- ・公共事業については結果としてスリム化が多くを占めたことや人口との相関関係がなく、個人住民税への税源移譲になじみにくいことから、第2期改革の対象とすることを検討。

### (4) 所得税から個人住民税への税源移譲の提案

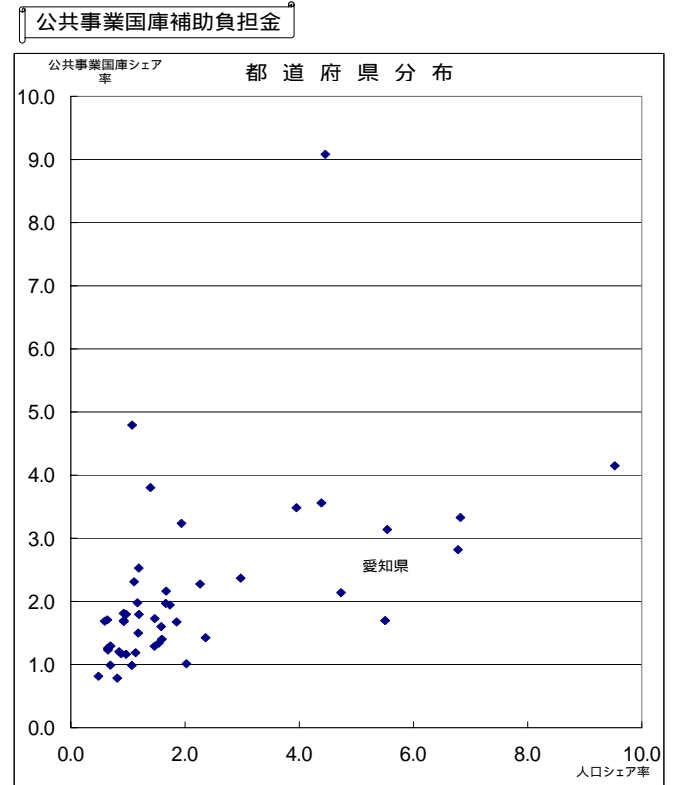
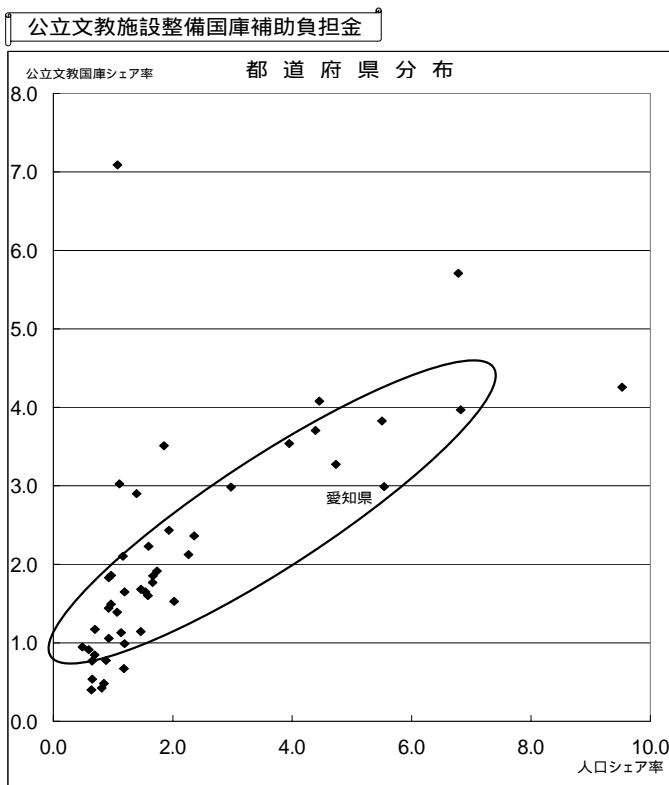
個人住民税の10%比例税率化の際には、都道府県と市町村のそれぞれへの事務移譲額に相当する税源移譲となるように制度設計する必要。

都道府県3%、市町村7%とした場合、それぞれへの暫定移譲額に比べ、都道府県への税源移譲額が僅少となりバランスを欠く。(表1)

(図1、2)



(図3、4)



(表1)

区分	税源移譲の総額	都道府県分	
		都道府県分	市町村分
全国の個人住民税10%フラット化影響額(都道府県3%、市町村7%) 【 】は愛知県の場合	2兆9,400億円程度 【1,890億円程度】	9,800億円程度 【640億円程度】	1兆9,600億円程度 【1,250億円程度】
全国の確定している補助金改革による暫定的な税源移譲額 【 】は愛知県の場合	2兆3,700億円程度	1兆8,400億円程度 【1,030億円程度】	5,300億円程度